

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(地域手当)</p> <p>第 5 条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に 100 分の <u>12.45</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の <u>172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 (これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する</u></p>	<p>(地域手当)</p> <p>第 5 条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に 100 分の <u>12.21</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の <u>170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 (これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>・職員の地域手当の支給割合、期末手当の支給月数の改定に準じた改正</p>